

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第21条第2項 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する必要な措置を命ずることができる。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。